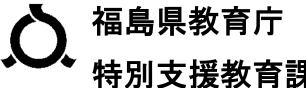
## 「個別の教育支援計画」中学校から高等学校へ

~一貫した支援のために~



#### 個別の教育支援計画の関係機関との情報共有について

●学校教育法施行規則

#### 特別支援学級

#### 学校教育法施行規則第139条の2

第134条の2の規程は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

#### 通級による 指導

#### 学校教育法施行規則第141条の2

第134条の2の規程は、第140条の規程により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

準用規定は、次のスライド

# 準用している規定

#### 個別の教育支援計画の関係機関との情報共有について

●学校教育法施行規則

第134条の2 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画(学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体(次項において「関係機関等」という。)との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。)を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該 児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童 等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない

#### 個別の教育支援計画の関係機関との情報共有について

●中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個 別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定した り、**進路先に**在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、 就学前から就学時、そして**進学先まで、切れ目ない支援に生かす**ことが大 切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与すること から、**保護者の同意を事前に得る**など個人情報の適切な取扱いと保護に十分 留意することが必要である。

#### 進学先に、支援内容を伝える

#### 個別の教育支援計画の関係機関との情報共有について

- ●「障害のある子供の教育支援の手引」文部科学省(R3.6)
  - 11 情報の引継ぎ(2)個別の教育支援計画の活用方法や盛り込まれるべきもの p 4 1 より

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(報告)」(令和3年1月)においては、小中学校等の特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校等での指導や合理的配慮の状況などが十分引き継がれていないとの状況が散見されることから、「個別の教育支援計画」やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、小中学校等での指導を高等学校での指導につなげていくことの重要性が指摘された。

## 課題点

- ▶ 支援が引き継がれず、当事者の生徒だけでなく、高等学校の担当や指導者もどのように 支援していいか困っているなど、双方が困難な状況になっていることがある。
- **▶** 「小中学校での指導を高等学校に」という観点から、中学校から高等学校への引継ぎ

#### 個別の教育支援計画を引き継ぐ際の留意点

文部科学省 事務連絡(令和3年6月30日)「個別の教育支援計画の参考様式について」より

「個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。」

#### もし、同意が得られない場合は?

「個別の教育支援計画」は、通級による指導や特別支援学級で学ぶ児童生徒が、児童生徒が安心・安全に学習や生活をおくることができるように、本人や保護者が参画して作成するものです。

**同意が得られない場合は、**個別の教育支援計画によって、安心して学校生活をおくり、本人の力を最大限に発揮するための配慮(学習や生活)であることを丁寧に対話をしながら伝えていくことが大切です。

#### 個別の教育支援計画を引き継ぐ流れ

#### 中学校

学校生活における日々の支援・評価・改善

高等学校入試上の配慮

本県の「高等学校入学者選抜」に実施要綱による。

#### 中学校から

#### 進学先決定時には (入学者選抜の合格発表後)

#### 高等学校へ







関係者(担任・特別支援教育コーディネーター、保護者等)による「個別の教育支援計画」の引継ぎ(オンライン等)



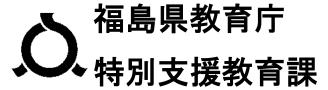


#### 入学式前後

本人・保護者と高 等学校の学習上や 生活上の配慮を再 度確認、合意形成 を図ります。

### 引き継ぎ好事例

●中⇒高の例



#### 個別の教育支援計画の引き継ぎの事例

【中学校から高校の引き継ぎ事例】\* 自閉症・情緒障がい特別支援学級

合格発表日後、速やかに 教頭間で日程調整 【参加者】

〇高(担当者等3人)

〇保護者

〇中(担任)

学校間の実情に合わせた システム化

前期選抜合格発表後

中学校の教頭から高

校の教頭へ連絡し、

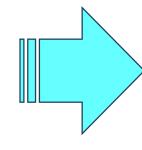
引き継ぎの日程調整

\*中学校の通常の学級の生徒たちの情報交換の

場を活用し、終了後に実施

- ○保護者・高校担当に確認して、 中学校(担任)として引き継ぎに参加
- ○個別の教育支援計画をもとに**保護者が**必要な 合理的配慮を伝え、検討、調整

(\***中学校の担任は補足する形**で参加)



翌年も 同様 引き継ぎ

#### 個別の教育支援計画の引き継ぎの事例

【中学校から高校の引き継ぎ事例】\* 自閉症・情緒障がい特別支援学級

合格発表日後、速やかに 教頭間で日程調整

前期選抜合格発表後

<u>中学校の教頭から高</u>

校の教頭へ連絡し、

引き継ぎの日程調整

【参加者】

〇高(担当者等3人)

〇保護者

〇中 (担任)

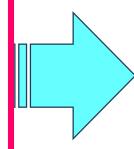
\*中学校の通常の学級の生徒たちの情報交換の

場を活用し、終了後に実施

- ○保護者・高校担当に確認して、 中学校(担任)として引き継ぎに参加
- ○個別の教育支援計画をもとに**保護者が**必要な 合理的配慮を伝え、検討、調整

(\***中学校の担任は補足する形**で参加)

学校間の実情に合 わせたシステム化



翌年も 同様 引き継ぎ

#### 個別の教育支援計画の引き継ぎの事例

【中学校から高校の引き継ぎ事例】 \* 自閉症・情緒障がい特別支援学級

【参加者】 〇高(担当者等3人)

〇保護者

〇中(担任)

保護者が高校でも配慮して欲しいことを伝える

- ○書字が苦手なので、板書を写す量の軽減
- ○提出物の量の調整
- ○漢字が苦手であり、漢字検定の参加について

\*特別支援教育センター「コーディネートハンドブック」の個別の教育支援計画活用

#### 高校

高校側も、できること、できないことをはっきりと伝えながら、提供できる配慮について調整を図る

本人の安心・安全な学習環境整備



入学後も



本人も安心して 学習や部活等に 取り組む

ーから配慮を考える時間が 減り、スムーズな支援へ